

お客様各位

平素は福島銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年 1 月 1 日より、「民間公益活動を促進するための休眠預金に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」と言います。）が施行され、休眠預金等活用法第 2 条第 4 項第 2 号に係る異動事由として以下のとおり認可を受けましたのでお知らせします。

なお、ご不明な点は当行窓口、または以下に記載するお問い合わせ先までご連絡ください。

預金等の種類	認可を受けている異動事由
普通預金	規則第 4 条第 3 項第 1 号（通帳の記帳、発行、繰越（記帳する取引が無かった場合を除く））
納税準備預金	規則第 4 条第 3 項第 1 号（通帳の記帳、発行、繰越（記帳する取引が無かった場合を除く））
貯蓄預金	規則第 4 条第 3 項第 1 号（通帳の記帳、発行、繰越（記帳する取引が無かった場合を除く））
通知預金	規則第 4 条第 3 項第 1 号（通帳の記帳、発行、繰越（記帳する取引が無かった場合を除く））、及び同項第 6 号（通帳式通知預金の同一通帳内の各預入）
期日指定定期預金	規則第 4 条第 3 項第 1 号（通帳の記帳、発行、繰越（記帳する取引が無かった場合を除く））、及び同項第 6 号（通帳式定期預金の同一通帳内の各預入）
自由金利型定期預金（M）型 （スーパー定期預金）	規則第 4 条第 3 項第 1 号（通帳の記帳、発行、繰越（記帳する取引が無かった場合を除く））、及び同項第 6 号（通帳式定期預金の同一通帳内の各預入）
自由金利型定期預金 （大口定期預金）	規則第 4 条第 3 項第 1 号（通帳の記帳、発行、繰越（記帳する取引が無かった場合を除く））、及び同項第 6 号（通帳式定期預金の同一通帳内の各預入）
変動金利型定期預金	規則第 4 条第 3 項第 1 号（通帳の記帳、発行、繰越（記帳する取引が無かった場合を除く））、及び同項第 6 号（通帳式定期預金の同一通帳内の各預入）
積立定期預金	規則第 4 条第 3 項第 1 号（通帳の記帳、発行、繰越（記帳する取引が無かった場合を除く））証書の発行、繰越）
積立定期預金 （まとまるくん）	規則第 4 条第 3 項第 1 号（通帳の記帳、発行、繰越（記帳する取引が無かった場合を除く））
定期積金	規則第 4 条第 3 項第 1 号（証書の発行、繰越に限る）
総合口座 （貯蓄総合口座（ダブルストライプ通帳）を含む）	規則第 4 条第 3 項第 1 号（通帳の記帳、発行、繰越。（記帳する取引が無かった場合を除く））、及び同項第 6 号（総合口座（貯蓄総合口座（ダブルストライプ通帳）含む）の同一通帳内の普通預金、定期性預金、または貯蓄総合口座（ダブルストライプ通帳）の同一通帳内の貯蓄預金）

\* 休眠預金等活用法に関する各預金規定の「通知」にも記載していますが、最終異動日から9年間異動がない口座について、お届けいただいた住所宛にご連絡をさせていただきますので、お届けのご住所に変更があった場合は、かならず当行までお届け出ください。

<お問い合わせ先>

フリーダイヤル：0120-50-2940（平日：9時～17時）

以 上